

松本市ユニバーサルデザイン推進会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市におけるユニバーサルデザインの理念の普及啓発と本市が定める「松本市ユニバーサルデザイン推進基本指針」（以下「推進基本指針」という。）の推進を図るため、松本市ユニバーサルデザイン推進会議（以下「推進会議」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進基本指針の進行管理、評価に関すること。
- (2) ユニバーサルデザインの広報、普及啓発に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 人づくり分野の関係者
- (3) まちづくり分野の関係者
- (4) ものづくり分野の関係者
- (5) ソフトづくり分野の関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

2 推進会議は、必要に応じて委員以外の者に出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、政策部政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。